

地域生産基盤強化支援事業 乳用牛育成基盤強化対策に係る
事業実施主体での手続き等について

平成 29 年 7 月 31 日

本対策に取り組むに当たり、その基本的な考え方や、預託を行う施設の所有や管理の主体により整備する書類・資料等が異なる。よって、事業実施主体において必要な手続き、書類や資料等の整備について以下のとおりとする。

I. 考え方

- (1) 本事業は、指定団体及びその直接の会員団体を事業実施主体として規定しており、助成についても本対策を行う事業実施主体に助成を支払う仕組みとなっております。
- (2) よって、本対策の対象として助成を受けようとする場合、事業実施主体として預託に取り組むことを前提としております。
- (3) そのため、本対策を、事業実施主体が所有する施設以外で実施する場合、「①事業実施主体とし預託に取り組む」⇒「②その際の預託先は事業実施主体が所有していない施設である」、という整理になり、①及び②に関する書類・資料等の整備・提出が必要になります。

II. 事業実施主体が所有する施設で実施する場合

1. 事業実施主体所有である施設で実施する場合は、所有施設であることの証憑を提出して下さい。
2. また、所有のみ事業実施主体で、管理運営が事業実施主体で無い場合は管理する主体との委託契約等の証憑を添付し、併せて事業に係る頭数の把握方法を提出して下さい。

III. 事業実施主体が所有する施設以外で実施する場合

1. 「①事業実施主体として預託に取り組む」に係る書類・資料等

①に係る書類・資料等については、事業実施主体として取り組むことが分かるための証憑として、以下を整備・提出下さい。(単独又は複数の組み合わせ)

- (1) 組織決定・内部決済等の手続きの分かる資料
- (2) 実施を決定した際の会議資料
- (3) 預託を行うに当たっての実施要領等
- (4) その他事業実施主体としての取り組みであることを証する書類・資料等

2. 「②預託先が事業実施主体が所有していない施設」に係る書類・資料等

上記 1. と併せて、②に係る事業実施主体と預託先の関係の証憑として、契約書や覚書(委託、施設使用など)等の書類・資料等を整備・提出下さい。その際に、以下の事項について記載がされているようご留意ください。

- (1) 預託先に関する基本的な情報
- (2) 実施期間
- (3) 預託に係る斡旋方法（農家の希望集約）
- (4) 集畜・下牧方法、飼養・管理方法（実際に実施する者は誰か）
- (5) 預託料金設定、料金の算出方法、料金の支払い（徴収）方法
- (6) 頭数の把握方法

なお、1. に係る資料に上記項目が含まれている場合は、②において記載が無くても構いません。

また、一部含まれている場合は、不足分を補う覚書などを別途添付しても構いません。

以上

●地域生産基盤強化支援事業実施要領（関連箇所抜粋）

第1 事業の内容

2 生産基盤強化支援対策の推進

(2) 乳用牛育成基盤強化対策

事業実施主体が、管内の育成牧場や乳用雌牛の育成を専門に行う農家に乳用雌牛の育成を預託して、地域の乳用牛育成基盤を強化する取り組み。

第5 事業の考え方や要件等

1 本事業の助成の対象となる事業は、第1の1で設定した方針に基づき、地域内における乳用雌牛の増頭及び生乳の増産を着実に促進することを目指す取り組みであって、その推進にあっては以下の事項に十分に配慮するものとする。

(3) 第1の2の(2)の対策は、地域の後継牛確保を推進するに当たり、地域の育成基盤を充実・強化するための取り組みであって、既存の育成施設の他、離農酪農家の育成専門農家への転換など、地域に賦存する酪農関係資源を積極的に活用することとする。

4 乳用牛育成基盤強化対策の要件等

(1) 事業実施主体が、乳用雌牛の預託による育成を、原則として管内にある施設で行うこと。

(2) 助成対象となる乳用育成牛は、前項の施設において、前年度の在場頭数に比べて増加した頭数とする。

(3) 在場頭数は月ごとに月末の頭数で算定するものとし、育成を行う施設ごとに算出するものとする。

●地域生産基盤強化支援事業 Q&A（7月26日一部修正）

Q21. 育成施設・牧場の要件はありますか？

事業実施主体管内にあって、自ら所有している牧場・施設としています。

なお、事業実施主体が預託事業を実施することを決定し、その預託先として個人やその他の牧場等の施設と委託契約等を締結して取り組む場合は、当該施設も対象とします。

本対策を事業実施主体所有の牧場・施設以外で取り組む場合は、事業実施主体が取り組む預託事業の具体的な内容や関与の方法、活用する施設との委託契約等に関する資料等を提出いただきます。

委託契約書の例示

〇〇（業務委託、施設使用、など）契約書

〇〇農業協同組合（以下、甲）は、〇〇牧場（以下、乙）と、〇〇（資料中Ⅲの1.の内容等）に基づき、以下のとおり〇〇契約を締結する。

1. 本対策の内容

甲は、甲の組合員の乳用雌牛の預託を行う〇〇（資料中Ⅲの1.の内容等）を実施するに当たり、乙を預託先とする。

2. 実施期間

本事業の実施期間は平成29年〇月〇日から平成30年3月31日とする。

3. 預託する乳用雌牛の斡旋(募集)と取りまとめの方法

甲から組合員に対し本事業の実施を周知し、甲が組合員からの要望の取りまとめを行い、毎月〇〇日までに翌月の希望を乙に通知する。

4. 預託する乳用雌牛の集畜・入牧、下牧の方法

前項による組合員の乳用雌牛の集畜・入牧は〇〇が実施する。
また下牧は〇〇が実施する。

5. 預託する乳用雌牛の飼養管理者・管理方法

預託する乳用雌牛の管理者は乙とし、管理の具体的な方法等は甲乙協議の上決定する。

6. 預託料及び決済方法

預託料は〇〇〇円/日（別表のとおり）とし、預託料は毎月預託した組合員から甲へ直接支払うこととする。

7. 飼養頭数確認方法

乙は毎月〇日までに、前月月末とその前年度同月末の組合員からの預託頭数を甲に報告することとする。その際、その証憑として〇〇（個体識別情報、台帳の写しなど）を添付する。

8. 事業実施報告書の提出

乙は事業が終了した際には、〇月〇日までに甲が別に定める事業実施報告書を提出することとする。

平成29年〇月〇日

甲 〇〇農協
代表理事組合長 印

乙 〇〇牧場
牧場長 印